

子ども・子育て支援新制度の概要

平成26年10月
府中市子ども家庭部子育て支援課



1 新制度創設の背景

現状と課題

急速な少子化の進行

結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

子ども・子育て支援が質・量ともに不足

- ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)

子育ての孤立感と負担感の増加

深刻な待機児童問題

放課後児童クラブの不足「小1の壁」

M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)

子育て支援の制度・財源の縦割り

地域の実情に応じた提供対策が不十分

対応の方策

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

2 子ども・子育て関連3法の成立と子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立、公布されました。

〔子ども・子育て関連3法〕

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

これらの法律に基づき新たに創設された制度を「子ども・子育て支援新制度」といいます。国は平成27年4月の本格スタートを予定しています。

この制度は、すべての子どもの健やかな育ちを、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ保障しようとするものです。

国は、この制度をとおして、次の取り組みを進めるものとしています。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供

保育所待機児童の解消に向けた保育の量的拡大

地域における子ども・子育て支援の充実

3 新制度の主なポイント

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

認定こども園制度の改善

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援事業、地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業、一時預かり事業等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

基礎自治体である市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える

社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提

政府の推進体制

- ・制度ごとに異なる政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

子ども・子育て会議の設置

- ・国に、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援施策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

4 新制度における給付・事業の全体像

新制度における給付・事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付【新規】
施設型給付・地域型保育給付

子どものための現金給付
従来の児童手当

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業

地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業

一時預かり事業

e t c

5 新たな給付の仕組み

子どものための教育・保育給付

新制度では、「子どものための教育・保育給付（以下、「教育・保育給付」といいます。）」という新たな給付の仕組みが導入されます。

この新たな仕組みでは、幼稚園や保育所などの就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付（教育・保育給付）と、利用者の負担（応能負担）により賄われます。

給付費は、確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

教育・保育給付には、「施設型給付」と「地域型保育給付」があり、対象となる施設・事業が異なります。

6 新たな給付の仕組み

教育・保育給付の種類と対象施設・事業

施設型給付...

施設型給付の対象となる施設は、幼稚園、保育所及び認定こども園で、かつ給付の対象施設として市町村の「確認」を受けた施設です。こうした施設のことを、「特定教育・保育施設」といいます。

なお、幼稚園については設置者の判断により、新制度における「特定教育・保育施設」として運営するか、又は従来の制度の下で運営するかを選択できる仕組みとなっています。

地域型保育給付...

地域型保育給付の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で、かつ給付の対象施設としての市町村の「確認」を受けた事業です。こうした事業のことを、「特定地域型保育事業」といいます。

新制度では定員が19人以下の保育事業などについても、新たに市町村の認可事業と位置づけ地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

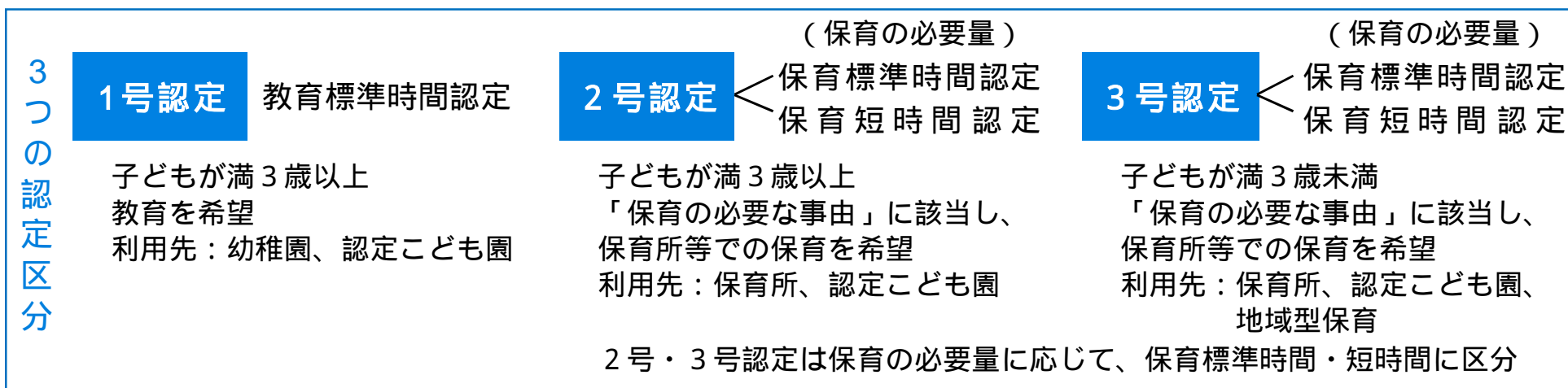
給付の種類	対象施設・事業
施設型給付	幼稚園 / 保育所 / 認定こども園
地域型保育給付	小規模保育事業 / 家庭的保育事業 / 事業所内保育事業 / 居宅訪問型保育事業

7 新たな給付の仕組み

支給認定

教育・保育給付の対象となる施設等の利用に当たり、これらを利用する子どもの保護者は、教育・保育給付の支給に係る認定（以下、「支給認定」といいます。）を市町村から受ける必要があります。

支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じて、「1号」から「3号」までの3つに区分されます。



8 地域子ども・子育て支援事業

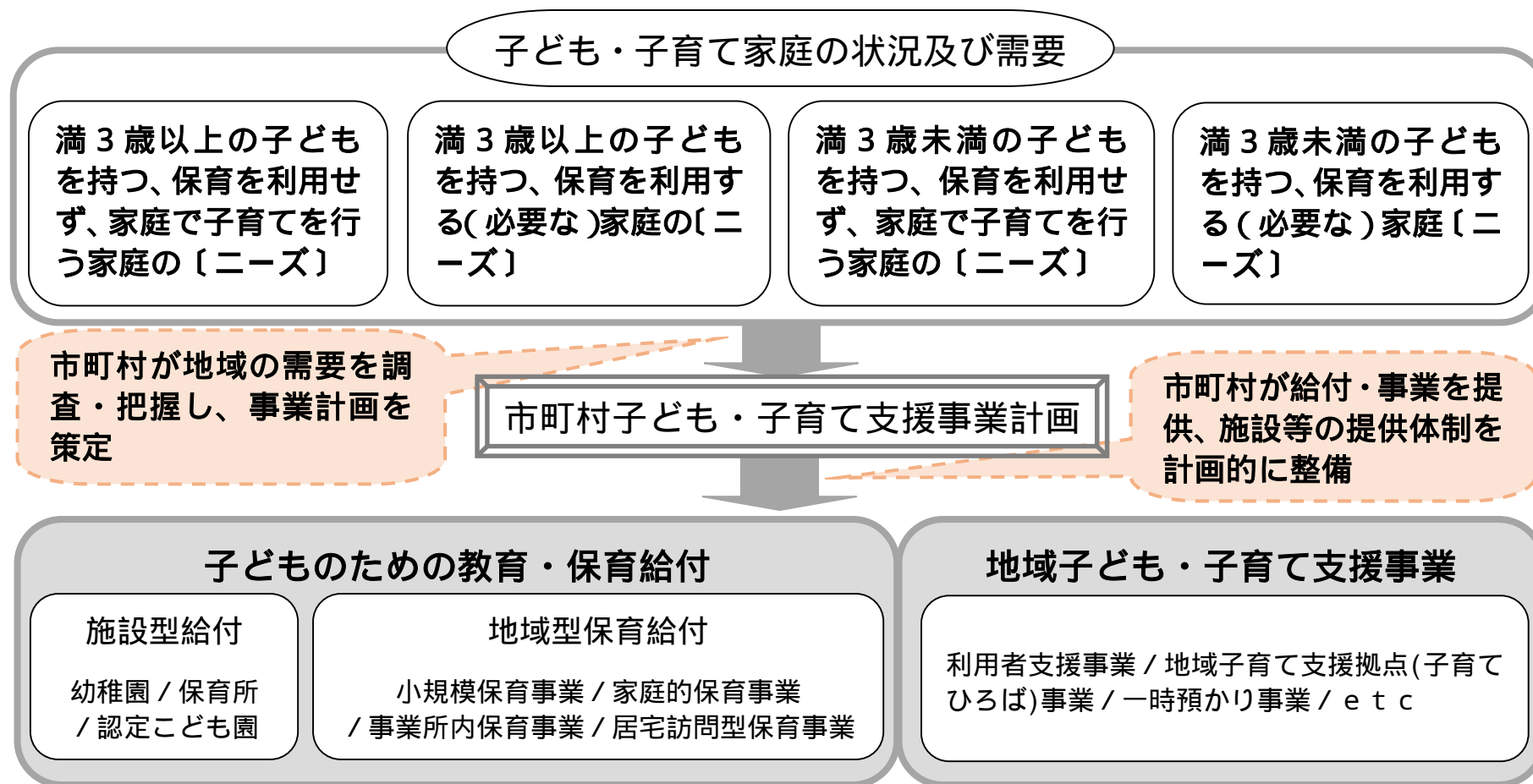
新制度では、保育の必要性の有無に関わらず全ての家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけて国から市町村への財政支援を強化し、その拡充を図ることとしています。

13の地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業
地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業
妊婦健康診査
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
（その他要保護児童等の支援に資する事業）
子育て短期支援事業
ファミリー・サポート・センター事業
一時預かり事業
時間外（延長）保育事業
病児保育事業
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
実費徴収に係る補足給付を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

9 新制度における市町村の責務・役割

市町村は制度の実施主体として、質の確保された給付・事業を提供するとともに、地域の実情に応じた幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を整備することが市の責務・役割として求められています。



府中市子ども・子育て支援計画（案）の概要



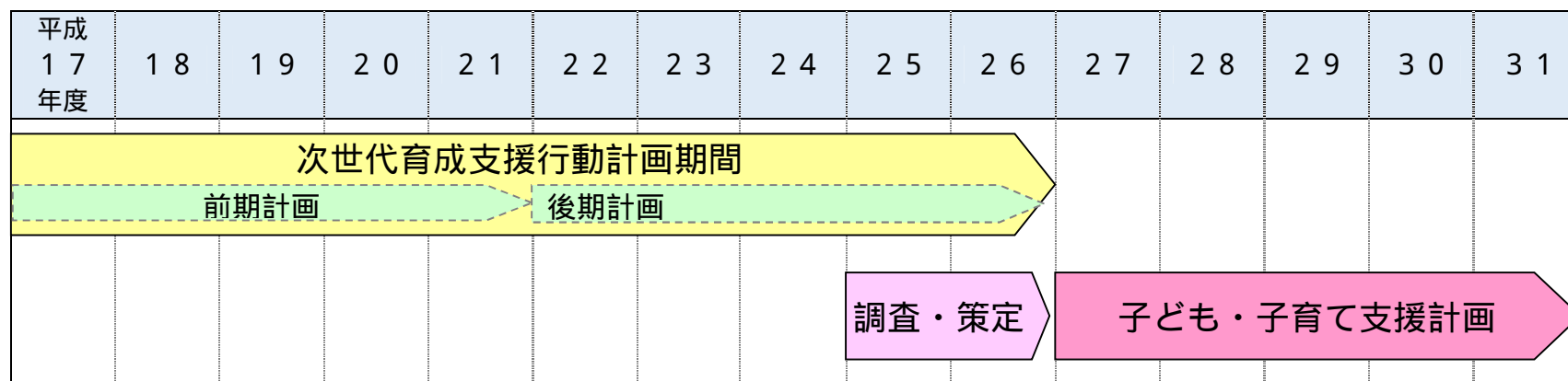
1 府中市子ども・子育て支援計画（案）の策定の経緯

市町村は、新制度の実施主体として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）により義務づけられています。

他方、本市では、現行においては「府中市次世代育成支援行動計画」に基づき各種の子ども・子育て支援の取り組みを進めています。なお、この計画の最終年度は平成26年度となっています。

以上を踏まえ、法に基づく新制度の事業計画としての性格を有し、かつ、現行の府中市次世代育成支援行動計画の継承を図った、平成27年度以降の本市の子ども・子育て支援施策に関する計画（5か年）の策定に向けた取り組みを平成25年度に開始しました。

以降、次期計画の策定に向け、「府中市子ども・子育て審議会」での検討や市民意向調査の実施などの取り組みを進め、本年度中において「府中市子ども・子育て支援計画（案）（以下「次期計画」といいます。）」として取りまとめ、パブリックコメントやその他所要の手続きを経て策定する予定です。



2 府中市子ども・子育て審議会の設置

平成25年7月、法に基づく地方版子ども・子育て会議として、「府中市子ども・子育て審議会（以下「審議会」といいます。）」を設置しました。

第1回審議会では、「府中市の子ども・子育て支援に関する計画（平成27年度～平成31年度）について」の諮問を行っており、以後、これまで12回の会議を開催し、次期計画に関する検討を進めてきました。

委員構成

- ・20人以内
- ・子どもの保護者、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者、学識経験者、公募による市民から選出

所掌事務

- ・計画の策定及び変更に係る答申
- ・教育・保育給付の対象施設・事業の利用定員を市が定める際の答申
- ・その他本市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項に関する調査審議

国が期待する役割

- ・計画へ地域の子育てに関するニーズ（意見）を反映
- ・地域の子ども及び子育て家庭の実状を踏まえて実施することを担保
- ・子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、PDCAサイクルを回す

3 子ども・子育て支援に関する市民意向調査の実施

次期計画の策定にあたり、平成25年10月から11月にかけて、「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」を実施しました。

目的

子育てに関する保護者の意識や、幼稚園・保育所等の施設及び各種の子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向などを把握し、次期計画の基礎資料とするため

方法

郵送配布により実施

調査の種類、対象者等

調査名	対象者	対象抽出方法	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	就学前児童の保護者 3,000人	住民基本台帳より 層化無作為抽出	1,917 (63.9%)
小学生調査	小学生の保護者 2,000人		1,358 (67.9%)
中学生・高校生世代調査	中学生 1,000人 高校生世代 500人		821 (54.7%)
ひとり親家庭調査	ひとり親世帯 500人		279 (55.8%)

4 計画の基本理念・基本目標

子ども自身の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、子ども・子育て支援施策を推進していくものとし、次期計画の基本理念及び基本目標を次のとおり定めています。

【基本理念】

次代を担う子ども一人ひとりを
生まれる前から大切にし、
子どもの立場・視点を最大限尊重します。

【基本目標】

ひとみ輝け！府中の子どもたち
心豊かな子どもがいきいきと育つまち

5 施策推進の「3つの視点」

次期計画では、基本理念・基本目標を踏まえ、特に重要な視点として次の「3つの視点」をもって施策の展開を図ることとしています。

1 子どもの幸せを第一に考える視点

2 すべての子育て家庭を支援する視点

3 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点

6 施策目標

次期計画では、次の7つの施策目標を掲げ、子ども・子育て支援施策を推進するものとしています。

1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

3 母と子どもの健康支援

4 ひとり親家庭への支援

5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

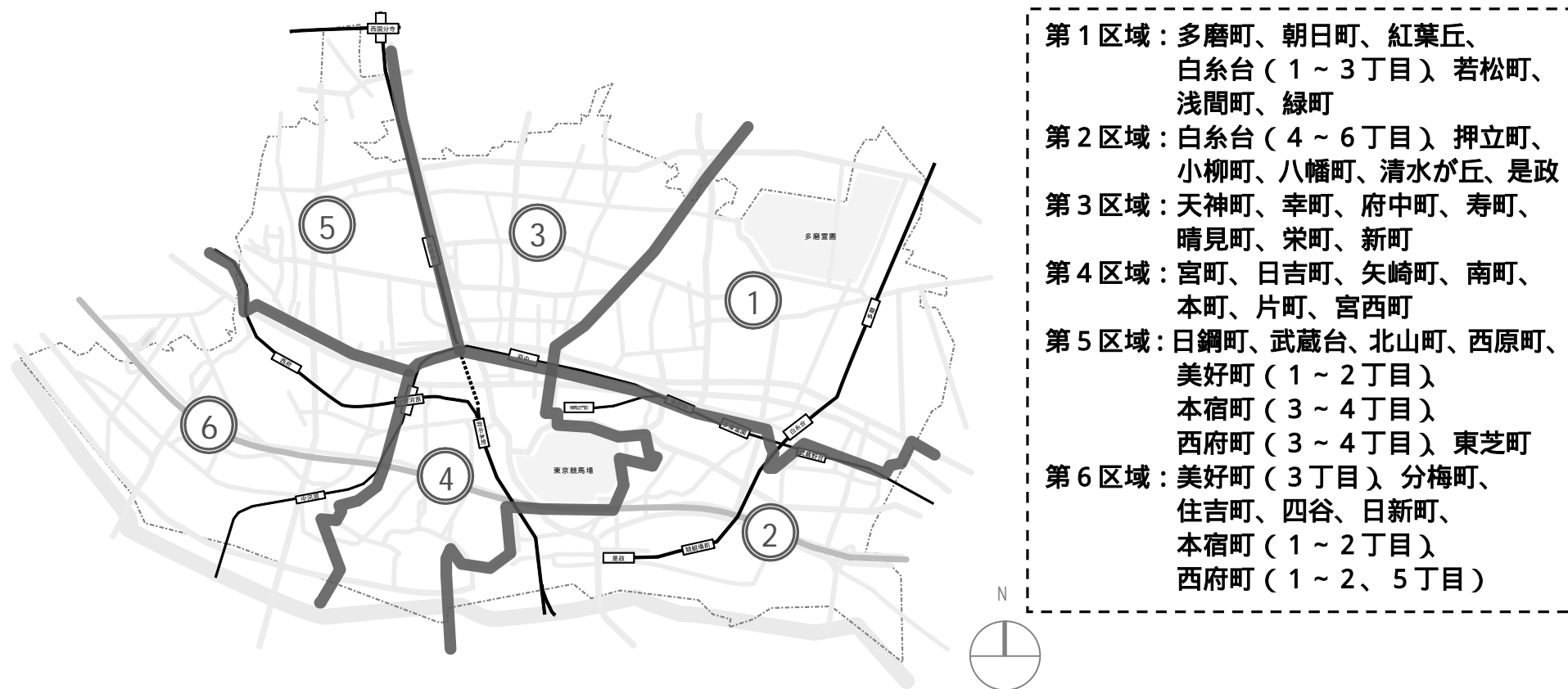
6 青少年の健全育成

7 子育て家庭の経済的負担の軽減

7 教育・保育提供区域の設定

法に基づく事業計画では、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて教育・保育提供区域を定めるものとしています。

次期計画においては次のとおり市内を6区域に分け、各区域の均衡に配慮しながら、各種の子ども・子育て支援の提供体制の整備を行うものとしています。



8 「量の見込み」と「確保方策」

法に基づく事業計画では、幼稚園や保育所などにより提供される教育・保育や、各種の地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの「目標事業量の見込み（ニーズ量）」と、それに対応する「確保方策（事業の提供体制）」を記載することとなっています。

「目標事業量の見込み（ニーズ量）」については、「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」の結果に基づき、推計を行っています。（一部の事業を除く）

ニーズ推計のイメージ

目標事業量の見込み
（ニーズ量）

=

市民意向調査の結果
に基づく各種事業の
利用意向率

×

推計人口

9 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

< 事業計画 (H27 31年度) >

区分	単位	H27(計画初年度)					
		1号	2号		3号		
			学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2歳	
量の見込み(A)	人	3,208	685	2,625	551	2,081	
確保 方策	特定教育・保育施設	か所				47	
		人	740		2,749	354	1,456
	上記以外の幼稚園	か所	15				
		人	3,830				
	特定地域型保育事業	か所					0
		人				0	0
認可外保育施設等	か所					19	
	人			109	111	349	
提供事業量(B)	人	4,570	0	2,858	465	1,806	
調整(C)	人	685	685	0			
差異(B+C-A)	人	677	0	233	86	276	

区分	単位	H31(計画最終年度)					
		1号	2号		3号		
			学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	0歳	1・2歳	
量の見込み(A)	人	2,982	637	2,440	502	1,961	
確保 方策	特定教育・保育施設	か所				54	
		人	740		3,045	407	1,625
	上記以外の幼稚園	か所	15				
		人	3,830				
	特定地域型保育事業	か所					3
		人				7	27
認可外保育施設等	か所					16	
	人			109	106	339	
提供事業量(B)	人	4,570	0	3,154	520	1,991	
調整(C)	人	637	637	0			
差異(B+C-A)	人	951	0	714	18	30	

対象施設・事業

特定教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

特定地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

認可外保育施設等：認証保育所、家庭的保育(都事業)

< 主なポイント >

H27では、3号(3歳未満で保育必要な子ども)で提供事業量に不足(待機児童)が生じています。

待機児童については主に保育所の整備により対応することを想定した計画となっており、対象期間中で7施設の増を行う計画となっています。

特定教育・保育施設の内訳は、公立幼稚園3か所、私立幼稚園2か所で、その他はすべて保育所を想定しています。

10 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

利用者支援事業

子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業です。

<事業計画（H27～31年度）>

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)		か所	6	6	6	6	6
確保 方策	子ども家庭支援センター	か所	2	2	2	2	2
	公共施設等	か所				4	4
提供事業量(B)		か所	2	2	2	6	6
差異(B-A)		か所	4	4	4	0	0

<主なポイント>

現状では子ども家庭支援センター「たち」と「しらとり」の2か所ですが、平成30年度を目途に各事業提供区域に1か所で、合計6か所での事業提供体制を整備する計画となっています。

11 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<事業計画（H27～31年度）>

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)		人日	196,374	192,321	188,356	185,698	183,080
確保 方策	私立保育園等	8か所	8か所	8か所	8か所	7か所	7か所
	市立保育所					6か所	6か所
	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	b a b y c a f e	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供事業量(B)		人日	170,680	170,680	170,680	194,860	194,860
差異(B-A)		人日	25,694	21,641	17,676	9,162	11,780

<主なポイント>

現状（H25）では11か所で国又は都基準の子育てひろば事業を実施していますが、平成30年度を目途に各事業提供区域間の均衡に配慮しつつ、合計16か所での事業提供体制を整備する計画となっています。

12 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

一時預かり事業等

一時預かり事業...家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子ども（乳幼児）を、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かる事業です。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）...保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に不在となり家庭において養育を行うことが困難となった子どもを施設において預かる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業...子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等の支援を行う事業です。

< 事業計画（H27～31年度） >

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)		人日	100,167	98,132	96,141	94,793	93,465
確保 方策	一時預かり事業	16か所 定員 174人	18か所 定員 186人	18か所 定員 186人	18か所 定員 186人	21か所 定員 228人	21か所 定員 228人
	トワイライトステイ	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人	2か所 定員67人
	ファミリー・サポート・センター事業	提供会員 434人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人	提供会員 400人
提供事業量(B)		人日	88,712	90,064	90,064	100,984	100,984
差異(B-A)		人日	10,103	8,068	6,077	6,191	7,519

< 主なポイント >

一時的な子どもの預かりへのニーズへは、主に保育所等の一時預かり事業の拡充で対応します。

現状（H25）では16か所で一時預かり事業を実施していますが、平成30年度を目途に各事業提供区域間の均衡に配慮しつつ、合計21か所での事業提供体制を整備する計画となっています。

13 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<事業計画（H27～31年度）>

区分		現状 (H25)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(A)	人		2,661 (873)	2,611 (866)	2,562 (859)	2,528 (855)	2,494 (850)
確保方策	学童クラブを全小学校区毎に実施(入会率100%) 放課後子ども教室を全小学校区毎に実施(入会率100%)						
提供事業量(B)	人		2,661 (873)	2,611 (866)	2,562 (859)	2,528 (855)	2,494 (850)
差異(B-A)	人		0	0	0	0	0

()内は、うち小学校高学年に係る事業量

<主なポイント>

従来、小学校3年生までを学童クラブの対象としていましたが、新制度においては対象を6年生までに拡大します。

新たに対応が必要な小学校4年生以上については、学童クラブと放課後子ども教室事業との一体的な運営により対応します。

ご清聴ありがとうございました。



【本資料の問合せ先】
府中市子育て支援課推進係
042 - 335 - 4192